

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設		
税 目	所得税、法人税、相続税		
要 望 の 内 容	・社会医療法人に寄附をした場合の寄附金について所得控除あるいは税額控除を行う。 （所得税） ・社会医療法人に寄附をした法人について、当該寄附金を一般の損金算入限度額とは別に損金算入する。 （法人税） ・社会医療法人に相続財産を寄附した場合に相続税を非課税とする。 （相続税）		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 4 5 百万円 （ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い法人である社会医療法人に寄附税制措置を講じることにより、地域住民に必要な医療提供体制の確保を図る。 (2) 施策の必要性 社会医療法人は、救急医療等確保事業の実施などにより、地域住民に必要不可欠な医療を提供している公益性の高い法人である。 そのため、社会医療法人の経営の安定化を図ることにより、地域医療を継続して安定的に供給できる体制を構築していく必要がある。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		政 策 の 達 成 目 標	地域住民にとって必要とされる医療提供体制の充実。 地域において必要不可欠な医療を担う社会医療法人の財政基盤の一部を地域住民が寄附という形で支えることは必要であり、適切である。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	地域住民にとって必要とされる医療提供体制の充実
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	過去の社会医療法人に対する寄附の実績から推計して、一定の適用が見込める。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により社会医療法人への寄附が促進され、法人の経営の安定化に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	社会医療法人における医療保健業（本来業務）の非課税措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額 上記の予算上の措置等と要望項目との関係	・ 医療施設等施設・設備整備費補助金(24年度予算額：1,156百万円) ・ 医療施設運営費等補助金(24年度予算額：2,947百万円) ・ 医療提供体制推進事業費補助金(24年度予算額：25,000百万円) ・ 医療提供体制施設整備交付金(24年度予算額：3,871百万円) ・ 福祉医療機構融資(24年度予算：358,800百万円) 医療法人による医療施設の施設・設備の整備、医療施設の運営等に対し助成を行っているところであり、当該要望を実現することにより医療提供体制の安定的な確保に資するものである。

		要望の措置 の 妥 当 性	社会医療法人は法人の財産が個人に帰することがなく、公的な事業運営を担う公益性の高い医療法人であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段としての有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯			平成 1 9 年度税制改正要望 平成 2 0 年度税制改正要望 平成 2 4 年度税政改正要望